

履行期間設定実施要領

(目的)

第1条 本要領は、静岡県が発注する測量業務、地質調査業務、土木設計業務等（「設計業務等標準積算基準書」に基づき積算を行う業務）において履行期間の設定を行うための必要事項を定め、建設関連業務における働き方改革に配慮した適正な履行期間の設定を行うことを目的とする。

(適用範囲)

第2条 本要領は、静岡県交通基盤部が発注する測量業務、地質調査業務、土木設計業務等に適用する。

(用語の定義)

第3条 用語について以下のとおり定める。

【履行期間】

業務委託の始期から終期までの期間のことで、準備期間、作業期間、納品期間、その他業務履行上必要な日数を加算した合計をいう。

【準備期間】

契約締結から着手までの期間をいう。この場合において、着手とは業務代理人又は管理技術者が業務の実施のため監督員との打合せを行うことをいう。15日を標準日数とする。

【作業期間】

設計歩掛上の作業に要する期間をいう。（電子成果品の作成、現地踏査、照査に要する期間も含む）

【納品期間】

設計図書に示す成果品を業務完了報告書とともに監督員に提出し、監督員が承認・受領するまでの期間をいう。5日を標準日数とする。

(実施方法)

第4条

(1) 履行期間の設定

履行期間の設定は、設計積算システム（SMILES）の履行期間算定機能を使用し、準備期間・作業期間・納品期間・その他必要日数の合計日数をもとに行う。各業種別の設定方法は別紙1～3のとおり。

測量、地質調査、土木設計の標準業務に該当しない場合（見積りを要する場合は、見積り依頼時に業務履行に要する日数を確認し、これを

参照した上で履行期間を設定する。

(2) 設計書への添付

履行期間算定一覧表は、設計書（金入り・金抜き）に添付することにより設計図書の一部とする。

(その他)

第5条 その他

業務途中において、契約後に生じた事由により業務スケジュールを変更する必要がある場合は、受発注者間で協議し、必要に応じて契約履行期間の変更を行うこと。

附 則

この要領は令和4年4月1日から施行する。

この要領は令和5年3月1日から施行する。

この要領は令和7年4月1日から施行する。

この要領は令和7年7月1日から施行する。

測量業務

	内容	標準日数
準備期間	契約日から初回打合せ日までの日数	15日
作業期間	内業日数	必要内業日数×不稼働係数【内業】 ①必要内業日数 〔(標準作業量における技術者別内業所要日数の 最大値/標準作業量)×変化率〕×設計作業量 ②不稼働係数【内業】: 1.5
	外業日数	必要外業日数×不稼働係数【外業】 ①必要外業日数 〔(標準作業量における技術者別外業所要日数の 最大値/標準作業量)×変化率〕×設計作業量 ②不稼働係数【外業】: 1.9 (※)
	作業準備日数	10日程度 測量時の立入りに伴う地元への事前周知等の所 要日数(身分証発行等を含む)
	用地立会日数	20日程度 境界確認等、用地測量に伴う地権者との立会い が必要な場合に計上
	打合せ日数	2日 + 「中間打合せ回数」
納品期間	成果品の提出期間	5日
その他	<ul style="list-style-type: none"> ・ 成果検定日数(測量成果の検定を行う機関が検定に要する日数)が必要な場合、20日程度を加算 ・ 空中写真測量の撮影運行時間及び航空レーザ測量の計測運行時間、滞留日数については別途加算 ・ 年末年始、夏季休暇が含まれる場合、その日数を加算 年末年始…12/29～1/3 6日間 夏季休暇…8/14～8/16 3日間 	

(※) 不稼働係数 = 1 + 雨休率

不稼働日(土曜・日曜の休日、祝日、外業の場合は各地域の降雨降雪及び猛暑日数)を基に算出した係数。外業の不稼働係数は土木工事で定められた雨休率から算出した値とする。

地質調査業務

	内容	標準日数
準備期間	契約日から初回打合せ日までの日数	15日
作業期間	内業日数	30日 必要内業日数×不稼働係数【内業】 ①必要内業日数：20日 ②不稼働係数【内業】：1.5
	外業日数	必要外業日数×不稼働係数【外業】 ①必要外業日数： $W_a + W_b + W_c + W_d$ W_a ：機械ボーリング Σ （1箇所当りボーリング長／1日当り標準能率） W_b ：サンプリング Σ （試料数／1日当り作業量） W_c ：サウンディング及び原位置試験 Σ （設計作業量／1日当り作業量） W_d ：足場据付・解体日数 必要箇所／1日当り作業量 ②不稼働係数【外業】：1.9（※）
	準備・跡片付け	10日
	国土地盤情報DB 検定日数	15日
	室内試験日数	10日（室内土質試験等を含む場合に計上）
	解析等調査日数	15日（解析等調査を含む場合に計上）
	打合せ日数	2日 + 「中間打合せ回数」
納品期間	成果品の提出期間	5日
その他	<ul style="list-style-type: none"> ・ 関係機関協議、地元調整等が必要な場合、その日数を加算 ・ 年末年始、夏季休暇が含まれる場合、その日数を加算 年末年始…12/29～1/3 6日間 夏季休暇…8/14～8/16 3日間 	

（※）不稼働係数 = 1 + 雨休率

不稼働日（土曜・日曜の休日、祝日、外業の場合は各地域の降雨降雪及び猛暑日数）を基に算出した係数。外業の不稼働係数は土木工事で定められた雨休率から算出した値とする。

土木設計業務等

	内容	標準日数
準備期間	契約日から初回打合せ日までの日数	15日
作業期間	設計日数(※1)	0.04×業務価格【万円】+60日 調査・計画系業務(主に河川・砂防関係)の場合は、上記式の日数に1.3を乗じる
	設計条件確定に要する日数(※2)	0～100日 (業務内容に応じて適宜設定)
	打合せ日数	2日+「中間打合せ回数」
納品期間	成果品の提出期間	5日
その他	<ul style="list-style-type: none"> ・ 関係機関協議、地元調整等が必要な場合、その日数を加算 ・ 関連業務の進捗状況に影響を受ける場合、その日数を加算 ・ 年末年始、夏季休暇が含まれる場合、その日数を加算 年末年始…12/29～1/3 6日間 夏季休暇…8/14～8/16 3日間 	

(※1)設計日数は、設計歩掛上の作業に要する日数。電子成果品作成や照査の日数もこれに含むが、設計条件確定に要する日数(※2)はこれに含まない。

(※2)設計条件確定に要する日数は、基本条件や既往成果の確認、設計条件や現地条件の整理、比較案・最適案の選定、構造協議、施工計画や仮設計画の確認等、全ての設計条件が確定するまでに受発注者間が必要とする日数のことをいう。業務内容に応じて適宜日数を設定する。

《例》

- ・ 検討項目が少なく、監督員の確認のみで設計条件が整理できる場合…30日
- ・ 検討項目の判断にあたり、事務所内での協議に日数を要する場合…60日
- ・ 検討項目が多岐に渡り、本庁事業課と複数回の打合せを要する場合…100日